

株式会社レノバ「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告について

平成30年5月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社レノバに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県天草郡苓北町、天草市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大67,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 8月10日
環境大臣意見受理	平成29年10月19日
経済産業大臣意見発出	平成29年11月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年11月27日
住民意見の概要等受理	平成30年 1月24日
熊本知事意見受理	平成30年 3月28日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 5月21日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社レノバ「(仮称) 苓北風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

ツル類やアカハラダカが春季及び秋季に対象事業実施区域周辺を通過する可能性を鑑み、鳥類(渡り鳥)の現地調査は、風車設置予定場所周辺上空を通過する渡り鳥の数を適確に把握することができる時期に、十分な調査期間を確保し、適切な調査地点を設定し実施すること。

(熊本県知事からの意見書の写しを添付)